

## (随想) 歩きスマホ規制と外国法情報

河野良継

インターネットの普及により自宅にいながら、大量の情報に、そして世界中の情報にアクセス可能となった。一方でその弊害も指摘されている。特に筆者が問題であると感じるのは、膨大な情報が溢れるあまり、ネット上に行き交う情報の正確性があまりに疎かにされてしまっているということである。特に、法律に関わる情報は、最も正確性が問われるべき情報であるため、原本にアクセスすることが本来は必須のものであるといえる。にもかかわらず、一般人にはなかなか原本にアクセスしづらい上に、一定程度の前提知識が必要とされる性質のものであるため、ときとして正確性に欠ける情報がネット上に伝播してしまうことがある。特に、外国の法令についてはその傾向が顕著であるように思われる。この問題について、一つの例を取り上げて述べてみたい。

近年、歩きながらスマートフォン・携帯電話などの電子機器を操作する、いわゆる「歩きスマホ」という行為の危険性が指摘されている。道路や駅のホームで歩きながらスマートフォンを操作する人と接触・衝突する事例は多いようで、中には重傷を負う例も出ているようである。そのため、歩きスマホ行為を規制すべきであるという声も出てくるようになってきた。実際に、2016年の第190回国会において、ある議員より歩きスマホを禁止する法規制に関する質問主意書が提出され、それに対し、今後検討する旨の政府答弁書が出されている<sup>1</sup>。この質問主意書の中で、「アメリカ合衆国ニュージャージー州フォートリーでは、歩きスマホを禁止する歩きスマホ規制条例を二〇一二年に制定し、違反者には八十五ドルの罰金が科されることに」なるとアメリカの例が取り上げられている。また、新聞記事でも、たとえば2017年8月1日の日本経済新聞電子版記事「ホノルルで「歩きスマホ」禁止 全米初10月から、罰金も」<sup>2</sup>など、アメリカの一部の州における歩きスマホ規制が海外の実例として紹介されるようになってきている。こうした海外の実例の紹介は、日本でも同様の規制を導入すべきかどうかという議論に多大な影響を与えているようである。

さて、実際のところ、これらの実例はどの程度正確な情報なのであろうか。筆者はこの問題に関してはどちらかといえば門外漢ではあるが、現時点で規制があるとされている地域の法令を以下紹介してみたいと思う。

(1) ニュージャージー州フォートリー (Fort Lee, New Jersey)

先の国会の質問主意書において紹介されている例であり、2012年の海外の大手ニュースサイトでも紹介されている例である<sup>3</sup>。ところが、フォートリー地区のサイトを調べてみても該当する条文を確認することはできなかった。これはどうやら、信号を無視して渡った人 (jaywalking) に対する取り締まりの話が、大手メディアで誤った見出しをつけられた結果、誤った形で広まってしまったということのようである<sup>4</sup>。

(2) アイダホ州レクスバーク市 (Rexburg, Idaho)

レクスバーク市では2011年に条例 (The city of Rexburg Ordinances) が改正され、歩行者は、公道を横断する (crossing a public right-of-way) 際に、緊急通報時を除き、携帯電話やその他無線端末などを使用してはならないことが明記された (No1062 sec. II)。違反者は初犯で50ドル、連続して違反した場合は150ドルの罰金 (fine) となる<sup>5</sup>。

(3) ハワイ州ホノルル統合市郡 (City and County of Honolulu, Hawaii)

ホノルルでは2017年6月に条例が改正され (The Revised Ordinances of Honolulu)、緊急通報時を除き、歩行者が携帯電子端末の画面を見ながら道路を横断 (cross a street or highway) してはならないことが明記された (Sec.15-24.23 (a))。違反者は初回で15ドルから35ドルの罰金 (fine)、3回以上もしくは一ヶ月以内に連続して違反した場合は75ドルから99ドルの罰金となる<sup>6</sup>。

このほか、条例の詳細は確認できなかったが、カリフォルニア州のモントクレア市 (Montclair, California) でも、2018年2月に条例が改正され、道路横断時の端末使用を処罰することになったとのことである<sup>7</sup>。また一部のネットニュースによれば、ニューヨーク市やシカゴ市といった大都市部でも歩きスマホ規制の検討が始まっているようである。

ここまで、アメリカの一部の州の、いわゆる「歩きスマホ規制」とされるものの例を確認してきた。そもそも、歩きスマホ規制の先駆例として紹介されてきたニュージャージー州フォートリーの例は誤報である。そうすると他の例から分かるようにアメリカ各州において「歩きスマホ」行為全般を規制する条例等は現時点で確認できないということになる。現段階で規制対象となっている行為は「道路横断時の歩きスマホ」であり、普通に道を歩く場合を規制対象とする例は確認できない。ところが、例えば先に挙げた日本経済新聞の記事では「ホノルル市は・・・歩きながら携帯電話のメールなどを見たり送ったりする「歩きスマホ」を禁じ」と、あたかも「歩きスマホ」全般を取り締まっているかのような書き方がなされているが、これは明らかにミスリーディングである。このように、ニュースソースとして信頼性が高いとされている新聞ですら、情報の正確性を欠いているわけであるから、ネットで行き交っている情報の正確性などは推して知るべしというのが実情である。

ネット上に行き交う情報の氾濫故に、私たちは、常にそれが正しい・正確な情報であるかどうか見極めることが必要となってしまった。そのため常に一次ソースにあたって、情報を検証することが必要となってしまっている。実際に誰でも外国の法律情報にアクセスすることが可能となり、アメリカの自治体レベルの条例などを容易に検索できる時代である。さすがに専門外の方に、原本にあたって情報を検証することを求めるのは酷な話なのかもしれない。ただ最低限、専門家は、情報の氾濫するこのネット社会にあっても、常に原本にあたって情報の正確性を検証するという意識を持ち続けなければならないと筆者は考えた次第である。

---

<sup>1</sup> 第190回国会 67 歩きスマホに関する質問主意書質問答弁経過情報 [http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/190067.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/190067.htm) (最終閲覧日 2018 年 12 月 10 日)。

<sup>2</sup> [https://www.nikkei.com/article/DGXLASGM01H6W\\_R00C17A8000000/](https://www.nikkei.com/article/DGXLASGM01H6W_R00C17A8000000/) (最終閲覧日 2018 年 12 月 10 日)。

<sup>3</sup> 例えば CBS ニュース 2012 年 5 月 15 日記事 'Texting while walking banned in N.J. town' <https://www.cbsnews.com/news/texting-while-walking-banned-in-nj-town/> (最終閲覧日 2018 年 12 月 10 日)。

<sup>4</sup> このことについては、現在は英語版 wikipedia の Fort Lee 警察署の項目で確認することができる。[https://en.wikipedia.org/wiki/Fort\\_Lee\\_Police\\_Department](https://en.wikipedia.org/wiki/Fort_Lee_Police_Department) (最終閲覧日 2018 年 12 月 10 日)。

<sup>5</sup> The city of Rexburg Ordinances, No.1062 HAND HELD TELEPHONES PROHIBITED USE, sec. II Pedestrian, "No pedestrian shall use a hand-held wireless telephone, cellular telephone, or any other wireless device for texting while crossing a public right-of-way in the City of Rexburg." <http://www.rexburg.org/Ordinances> (最終閲覧日 2018 年 12 月 10 日)。

<sup>6</sup> The Revised Ordinances of Honolulu, Chapter 15.TRAFFIC CODE, Article 24.Miscellaneous Provisions, Sec. 15-24.23. Mobile electronic devices, " (a) No pedestrian shall cross a street or highway while viewing a mobile electronic device." <https://www.honolulu.gov/ocs/roh> (最終閲覧日 2018 年 12 月 10 日)。なお罰金 (fine) について、英米圏では、刑罰としての罰金と、行政処分としての過料の区分が明確ではないため、日本法でいう罰金と同一概念ではないということに注意が必要である。

<sup>7</sup> <https://www.cityofmontclair.org/residents/attention-pedestrians> (最終閲覧日 2018 年 12 月 10 日)